長期留学により修得した単位の認定について

概　要	「学生の留学により修得した単位の認定に関する細則」の第６条により、交換または認定留学期間中に留学先大学等で修得した単位については、学部教授会の承認を得て、在学期間を通じて合計32単位を限度として、大学院にあっては研究科委員会の承認を得て、15単位を限度として認定することができます。

認定の流れ	（１）帰国後、速やかに必要書類（各学科のページ参照）を教務課各学部係へ提出します（郵送は不可）。 （２）提出された書類を教務課でチェックします。 （３）各学部・学科で審査します。 （４）教務委員会および各学部教授会で承認されれば単位が認定されます。
認定の種類 （振替と換算）	**「振替」** 留学先大学で修得した科目の学修時間数と学修内容を検討し、本学の開設科目の中に類似した科目がある場合は、本学の科目を修得したものと見なします。 **「換算」** 留学先大学で修得した科目の内容が学修効果の上で本学の卒業に必要な単位として含めることができるが、それに類似した科目が本学に開設されていないか、あるいは類似した科目をすでに修得している場合に、その単位を選択科目の分野を修得したものと見なし認定します。 振替と換算については、単に学生が留学先大学で修得した科目の内容ばかりでなく、既修科目や現在履修中の科目の状況等を考慮して、教務委員あるいは、演習担当教員およびクラスアドバイザーが協議のうえ、個々に判断されます。詳細は教務課各学部係窓口（大学院生は大学院事務室）で相談してください。
算定基準	本学学則第22条を原則とし、留学先で修得した科目の授業時間数に基づいて、本学で単位として認定します。 なお、授業時間数については、各大学の制度とともに留学先で修得した科目の「科目内容、授業形態、難易度、成績、修得単位数等」を考慮して審査します。 また留学中に修得した科目を本学の科目として認定できるのは、本学が留学生として認定した期間に修得した科目に限られます。 成績証明書・通知表には留学の記録（留学年度、長期留学〔交換・認定〕、留学先大学名）と認定された科目名および評価「Ｐ」（認定）が表示されます。
認定日	所定の手続き・審査を経て、各学部教授会で承認された日が認定日となります。
４年生への 注意	留学終了と同時に卒業を希望する場合、出発前の教務課ガイダンスで「希望」を伝えるとともに必要な手続きとスケジュールをよく確認してください。 **３月卒業→２月20日**までに単位認定の手続きを完了させること **９月卒業→８月20日**までに単位認定の手続きを完了させること **※教職課程および日本語教員養成プログラム履修者は、出発前に担当係で指導を受けてください。**
問い合わせ先	単位の認定に関する問い合わせ先は、教務課各学部係です。 外国語学部係 ドイツ語学科担当　inquiry_doitsugo@ml.dokkyo.ac.jp 英語学科担当　inquiry_eigo@ml.dokkyo.ac.jp フランス語学科担当　inquiry_furansugo@ml.dokkyo.ac.jp 交流文化学科担当　inquiry_kouryu@ml.dokkyo.ac.jp 国際教養学部係　inquiry_gengo@ml.dokkyo.ac.jp 経済学部係　keizai_mail@stf.dokkyo.ac.jp 法学部係　inquiry_hou@ml.dokkyo.ac.jp

※大学院の単位認定については、大学院事務室で確認をしてください。

外国語学部　ドイツ語学科生

ドイツ語学科で認定される科目	【2023年度以前入学生】 （1）外国語科目群 （2）演習科目群 （3）概論・専門講義・テクスト研究科目群 ＊専門演習は、留学期間に応じて最大４単位まで認定できます。 ＊英語による授業（講義・演習）は最大10単位まで認定できます。 ＊ドイツ語圏の大学で行われる外国人留学生向けの語学コースや、大学付属の語学学校における授業で、国際交流センターに長期留学の出願・申請時に提出した語学資格のレベルより上のものを受講し、成績証明書または修了書を修得した場合、外国語科目群のうち「初級・中級ドイツ語」および「上級ドイツ語」部門の科目として認定できます。 ＊科目特性表に準じますので、熟読してください。 詳細については、ガイダンスで説明します。
	【2024年度以降入学生】 （1）外国語科目群 （2）リベラルアーツ科目群 （3）演習科目群 ＊リベラルアーツコースの学生は、「卒業論文演習」を２単位まで、「専門演習」「専門講読演習」を留学期間・時期に応じてそれぞれ最大４単位まで認定できます。ただし、「Seminar Ⅰ」「SeminarⅡ」「SeminarⅢ」の単位認定はできません。 ＊プロジェクトコースの学生は、留学期間・時期に応じて「Seminar Ⅰ」「SeminarⅡ」の単位を合計最大４単位まで、「SeminarⅢ」の単位を最大４単位まで認定できます。ただし、「専門演習」「専門講読演習」「卒業論文演習」の単位認定はできません。 ＊英語による授業（講義・演習）は最大10単位まで認定できます。 ＊ドイツ語圏の大学で行われる外国人留学生向けの語学コースや、大学付属の語学学校における授業で、国際交流センターに長期留学の出願・申請時に提出した語学資格のレベルより上のものを受講し、成績証明書または修了書を修得した場合、外国語科目群のうち「初級ドイツ語」「中級ドイツ語」および「選択ドイツ語」部門の科目として認定できます。 ＊科目特性表に準じますので、熟読してください。 詳細については、ガイダンスで説明します。
ドイツ語学科で認定されない科目	語学としての英語の授業は、認定の対象としません。 また、以下の科目の単位としては認定できません。 •「ドイツ語卒業研究」（2024年度以降入学生） •「卒業論文」 • 他学部の科目 • 他学科の科目 • 外国語学部共通科目 •「交流文化論」 • 免許課程科目 • 全学共通授業科目
必要書類	（1）「単位の認定・換算願」（教務課で配布） （2）成績証明書（修得単位の記載されたもの） （3）審査資料 • 認定を希望される科目の講義概要（シラバスなど） • 授業のノート（ノートを清書した場合はオリジナルも提出） • 提出したレポート（口頭発表などの場合は、その原稿を提出） • 授業時に配布された資料 • 講義の時間数が確認できる資料（Vorlesungsverzeichnisあるいはそれに該当する資料）
単位認定のプロセス	教務課で提出書類のチェック→教務事項の担当教員および関係する教員による審査（必要に応じて面談）→ドイツ語学科教授会

外国語学部　英語学科生

<table>
<tr><td>英語学科で
認定される科目</td><td>英語を教授言語とする学部教育課程またはそれと同等の高等教育機関で修得した単位が認定の対象になります。
通常、英語を教授言語とする学部教育課程またはそれと同等の高等教育機関で履修する科目には、内容によって以下の表のような番号が振られています。その番号により本学のどの範囲の科目に認定できるかが決定します。留学先の国や大学により番号が異なりますので、留学をする前に必ず演習担当教員（またはクラスアドバイザー）と教務委員に単位認定の可能性について確認してください。
〈例〉
<table>
<tr><th>認定可能な科目</th><th>４年制の学士課程
〈例〉アメリカ合衆国、カナダ</th><th>３年制の学士課程
〈例〉英国、オーストラリア、カナダ</th></tr>
<tr><td>（2023年度以前入学者）
学科基礎科目、学科共通科目、第二外国語</td><td rowspan="2">100番台相当以上</td><td rowspan="2">100／1000番台相当以上</td></tr>
<tr><td>（2024年度以降入学者）
専門基礎科目、英語基礎科目、英語応用科目、第二外国語</td></tr>
<tr><td>学科専門科目
（特殊講義、文献セミナーを除く）</td><td>200番台相当以上</td><td>200／2000番台相当以上</td></tr>
<tr><td>特殊講義、文献セミナー、演習</td><td>300番台相当以上</td><td>200／2000番台相当以上</td></tr>
</table>
ただし、第二外国語、演習については次のとおりです。
●第二外国語…本学で第二外国語科目が未修得の場合のみ認定できます。
●演　　習…申請時において３年生以上を認定対象とします。留学期間が半年で最大２単位、１年以上で最大４単位までを認定します。</td></tr>
<tr><td>英語学科で
認定されない科目</td><td>以下の科目の単位としては認定できません。
• 他学部の科目
• 他学科の科目
• 外国語学部共通科目
•「交流文化論」
• 免許課程科目
• 全学共通授業科目（第二外国語を除く）</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>（1）「単位振替・換算願」（教務課で配付）
（2）成績証明書（評価基準が記載されたものを含む）
原則として原本とするが、原本を提出することができない場合は教務課へ相談。
（3）審査資料
• シラバス、講義概要
• 授業時間数が明記された文書
• 教科書、ノート、レポート等授業内容が確認できるもの</td></tr>
<tr><td>単位認定の
プロセス</td><td>教務課によるチェック→演習担当教員による審査＊→教務委員による審査→英語学科教授会
＊演習が決定していない場合は、原則として教務委員による審査となります。</td></tr>
</table>

外国語学部　フランス語学科生

フランス語圏への留学

フランス語学科で認定される科目

（1）単位認定対象となる留学先は、大学または大学付属の語学学校に限られます。
（2）フランスの大学も通常、１年を２学期に分けて授業を行っています（一般的には、10月～１月、２月～５月・６月）。大学の学部へ留学する場合、１学期16単位まで単位認定することができます。大学付属の語学学校の場合、各学期の初めにクラス分けのためのテストが実施され、その結果で授業を受けるクラスが決まります。単位認定を受けるためには中級以上に入らなければなりません（初級クラスの場合は、認定対象となりません）。どのレベルのクラスで授業を受けるかによって、帰国後に本学で「単位認定」を受ける際に、申請できる単位の上限も違ってきます。下記の表を参考にしてください。

留学中の獨協大学の１学期あたりに認定できる単位数の上限

初級（A1/A2）	認定できません
中級（B1/B2）	10単位まで
上級（C1/C2）	16単位まで

〈例〉１学期目中級→２学期目上級：10＋16＝26単位まで
　　１学期目初級→２学期目中級：０＋10＝10単位まで

（3）認定科目一覧
- 学科基礎科目
- 学科共通科目
- 学科専門科目
- 演習（専門演習※）
- 全学共通授業科目の英語

※2024年度入学者より「専門演習」となる

単位認定の一例

留学先大学の授業科目	獨協大学の授業科目（2023年度以前入学者）	獨協大学の授業科目（2024年度以降入学者）
Compréhension et expression orales	「総合フランス語」や「フランス語会話」	「総合フランス語」や「フランス語会話」
Expression écrite	「フランス語文章表現法」など	「フランス語文章表現法」など
Compréhension écrite	「フランス語コミュニケーション講読」、「フランス芸術文化講読」、「フランス現代社会講読」など	「フランス語圏国際発信講読」、「フランス語圏文化構想講読」、「フランス語圏社会共創講読」など
Littérature	「フランス芸術文化各論」や「フランス芸術文化講読」	「フランス語圏文化構想各論」や「フランス語圏文化構想講読」
Economie	「フランスの経済」や「フランス現代社会講読」	「フランス語圏の経済」や「フランス語圏社会共創講読」

フランス語学科で認定されない科目

以下の科目の単位としては認定できません。
- 他学部の科目
- 他学科の科目
- 外国語学部共通科目
- 「交流文化論」
- 免許課程科目
- 全学共通授業科目（英語は認定可能）

必要書類

（1）「単位振替・換算願」（教務課で配付）
（2）「成績証明書」の原本
（3）審査資料
- 留学先のパンフレット、シラバス、講義概要
- 時間割表（授業時間数が明記されたもの）
- 教科書、ノート、プリント等授業内容が確認できるもの

単位認定のプロセス

教務課によるチェック→演習のみ演習担当教員による審査→教務委員による審査→フランス語学科教授会

フランス語圏以外への留学（認定留学のみ）

・交換留学の場合は、フランス語圏以外への留学は認められません。
・単位の認定は、教授言語が「英語」で、留学先が大学である場合に限られます。大学付属の語学学校は単位認定対象ではありません。
・留学先で修得した単位については、上記「フランス語学科で認定される科目」に相当するもののみ認定されます。単位を修得した授業の内容によっては認定単位数が非常に少なくなる場合もあります。事前に教員と相談するなど、慎重に履修計画を立てるようにしてください。

外国語学部　交流文化学科生

留学先で修得した単位が、全て認定の対象になるわけではないので、留学の準備段階、また現地での履修登録の段階で、本学の指導教員と十分に相談をしてください。

英語圏への留学

大学または大学同等の単位認定資格を持つ高等教育機関で専門教育を受けることを目的とします。語学学校や大学附属の英語学校で留学生用に開設されている英語科目の単位は認定されません。

交流文化学科で認定される科目とその範囲

（1）学科基礎科目
（2）学科共通科目（2023年度以前入学者のみ）
（3）学科専門科目
（4）全学共通授業科目 外国語科目群外国語部門（英語以外）
　　（第二外国語（英語プラス１言語）として履修している言語で、単位が未修得の科目のみ）
（5）演習（３年生以上のみ、留学期間が半年で最大２単位、１年以上で最大４単位までを認定します）

なお、英語圏の大学では、履修する科目に、内容によって以下の表のような番号が振られることが一般的です。その番号により、本学ではどの範囲の科目に単位認定できるかが決まります。留学先の国や大学により科目番号の振り方が異なる場合もありますので、履修にあたっては、科目の内容を指導教員とよく相談してください。
〈例〉

認定可能な科目	〈例〉４年制の学士課程 アメリカ合衆国など	〈例〉３年制の学士課程 英国、オーストラリアなど
学科基礎科目、学科共通科目、学科専門科目（英語部門）、第二外国語（英語プラス1言語）＊	100番台相当以上	100／1000番台相当以上
学科専門科目（ツーリズム／トランスナショナル文化／グローバル社会部門）	200番台相当以上	200／2000番台相当以上
演習	300番台相当以上	200／2000番台相当以上

＊認定を希望する科目のレベルにより、内容から判断します。

交流文化学科で認定されない科目

以下の科目の単位としては認定できません。
- 他学部の科目
- 他学科の科目
- 外国語学部共通科目
- 免許課程科目
- 全学共通授業科目（第二外国語（英語プラス１言語）は除く）

必要書類

（1）「単位振替・換算願」（教務課で配付）
（2）成績証明書（評価基準が記載されたものを含む）
　　原則として原本とするが、原本を提出することができない場合は教務課へ相談。
（3）履修科目の時間数および単位数を証明する文書またはそれにかわるもの
（4）その他（授業内容が確認できる資料）
　　• シラバス、講義概要等
　　• 教科書、ノート、レポート、授業での発表原稿、ポートフォリオ等
　　履修と学習の状況をあわせて確認するため、直筆ノートやPCによるメモ、配布資料への書き込みなどがわかる資料を留学中にしっかり保存し、できるだけ提出してください。

単位認定のプロセス

教務課によるチェック→指導教員による審査→教務委員による審査→交流文化学科教授会

英語圏以外への留学	
大学で専門教育を受けること、また、大学および大学と同等の単位認定資格を持つ高等教育機関で語学教育を受けることを目的とします。	
交流文化学科で認定される科目とその範囲	（1）学科基礎科目 （2）学科共通科目（2023年度以前入学者のみ） （3）学科専門科目 （4）全学共通授業科目 外国語科目群外国語部門（英語以外） （第二外国語（英語プラス1言語）として履修している言語で、単位が未修得の科目のみ） （5）演習（3年生以上のみ、留学期間が半年で最大2単位、1年以上で最大4単位までを認定します）
交流文化学科で認定されない科目	以下の科目の単位としては認定できません。 • 他学部の科目 • 他学科の科目 • 外国語学部共通科目 • 免許課程科目 • 全学共通授業科目（外国語科目群外国語部門（英語以外）は除く）
必要書類	（1）「単位振替・換算願」（教務課で配付） （2）成績証明書（評価基準が記載されたものを含む） 原則として原本とするが、原本を提出することができない場合は教務課に相談。 （3）履修科目の時間数および単位数を証明する文書またはそれにかわるもの （4）その他（授業内容が確認できる資料） • シラバス、講義概要等 • 教科書、ノート、レポート、授業での発表原稿、ポートフォリオ等 履修と学習の状況をあわせて確認するため、直筆ノートやPCによるメモ、配布資料への書き込みなどがわかる資料を留学中にしっかり保存し、できるだけ提出してください。
単位認定のプロセス	教務課によるチェック→指導教員による審査→教務委員による審査→交流文化学科教授会

国際教養学部　言語文化学科生

英語・スペイン語・中国語・韓国語圏への留学	
概　要	□長期留学の単位認定は、所定の手続に従って標記言語圏にある大学および英語圏を除く大学附属の語学学校に留学し、単位を修得した場合に限り取り扱います。 □単位認定を希望する学生は帰国後、所定の手続に従い教務課に申請してください。 □単位認定の種類は「振替」または「換算」のいずれかです。所定の手続きを経て、適当と認められた場合に認定を行います。 □認定できる単位の数には上限があります。
振　替	□国際教養学部では、留学先大学等で修得した単位について、その科目が「学科基盤科目」、「外国語科目」、「各研究科目」のいずれかの部門に属する科目、または「演習」に類似し、かつ本学で単位未修得の場合、これらの科目への振替を受け付けます。 □他方、「卒業研究」、「卒業論文」、「全学共通授業科目」、「他学部開設科目」、「海外実践プログラム」（2024年度以降入学者対象）、および「免許課程科目（教科法を含む）」への振替は受け付けません。これらの科目は本学で履修のうえ、単位を修得してください。 □国際教養学部教授会が単位の振替を認定したときは、本学の成績証明書の科目欄に「振替科目名」と「P」が記載されます。
換　算	□国際教養学部では、振替の対象とならない単位について換算を受け付けます。 □ただし、外国語科目（英語およびスペイン語・中国語・韓国語）で必修科目または選択必修科目に相当する単位の換算は受け付けません。 □国際教養学部教授会が単位の換算を認定したときは、本学の成績証明書の科目欄に「換算科目」と「P」が記載されます。
必要書類	□（1）「単位振替・換算願」（教務課で配付） □（2）「成績証明書」の原本 □（3）審査資料 • 留学先のパンフレット、シラバス・講義概要（授業内容のわかるもの） • 時間割表（授業時間数が明記されたもの）、学事日程表 • 教科書、ノート、プリント、レポート等授業内容が確認できるもの □十分な資料が提出されない場合には、単位が認定できないことがあります。
単位認定のプロセス	□教務課によるチェック→教務委員および関係する科目担当の教員による審査→学部教授会

英語・スペイン語・中国語・韓国語圏以外への留学
留学を希望する場合は、あらかじめ演習指導教員および教務課に相談してください。

経済学部生

経済学部の学生は、留学先の言語圏にかかわらず、次の通り認定されます。

<table>
<tr><td>認定される科目</td><td>学部基礎科目
学科基礎科目
学科専門科目
全学共通授業科目
演習</td></tr>
<tr><td>認定されない科目</td><td>以下の科目の単位としては認定できません。
• 教職関連科目
• 他学部の科目
• 免許課程科目</td></tr>
<tr><td>出発前</td><td>留学が決定した場合、単位認定希望の有無にかかわらず、必ず事前に教務課経済学部係窓口へ来課し、次の事項を書面で報告してください（A4用紙１枚、様式自由)。
（1）学籍番号、氏名
（2）留学先大学
（3）留学中の連絡先
（4）留学先での履修予定科目、単位数、総授業時間数と獨協大学で振替を希望する科目名と単位数（表形式、下記例参照）
<table>
<tr><th>外国での履修予定科目
（原文のまま）</th><th>単位</th><th>総授業時間数
分×　回＝　分</th><th>獨協大学での
振替希望科目</th><th>単位</th></tr>
<tr><td>212 International Economics</td><td>8</td><td>60分×48回＝2880分</td><td>国際経済学ａ
国際経済学ｂ</td><td>2
2</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>留学中</td><td>帰国後の単位認定審査（面接・書類審査）に備えて、必要書類の収集・保管を心がけてください。</td></tr>
<tr><td>帰国後</td><td>単位認定を希望する場合、帰国後速やかに以下の必要書類を揃えて提出し、単位認定申請手続きを行ってください。
（1）「留学により修得した単位の認定・振替願」（教務課で配付）
（2）「成績証明書」（原本）　※評価基準が記載されたもの
（3）審査資料
①シラバス、講義概要、授業時間割表、授業時間数が明記された資料
②教科書、ノート、レポートほか、授業内容が確認できるもの
（審査時に追加資料の提出を求める場合があります）</td></tr>
<tr><td>単位認定のプロセス</td><td>教務課で提出書類のチェック→教務主任、学科長、学部長等による審査→経済学部教授会で承認

※審査は必要に応じて面接を行います。
審査で単位認定・振替を希望する各科目の認定・振替可否を決定します。
授業内容・時間数により認められない場合があります。</td></tr>
</table>

法 学 部 生

法学部の学生は、留学先の言語圏にかかわらず、次の通り認定されます。

<table>
<tr><td>法学部で
認定される科目</td><td>法学部専門科目</td></tr>
<tr><td>法学部で認定
されない科目</td><td>• 学則別表の「免許」部門にある科目（法律学科生）
• 全学共通授業科目
• 他学部の科目
• 免許課程科目</td></tr>
<tr><td>出発前</td><td>留学が決定し、単位認定を希望する場合は、必ず教務課法学部係に次の事項をメールで報告してください。
（1）学籍番号、所属、氏名
（2）留学先大学（国名）、留学の種類（交換／認定）、留学期間
（3）出発・帰国予定日、獨協大学で履修を再開する年度・学期
（4）留学時、確実に連絡の取れるメールアドレス
（5）留学先大学での履修予定科目、単位数、総授業時間数と獨協大学での振替希望科目、単位数（下記例参照）（任意）
<table>
<tr><th>留学先大学での履修予定科目
（原文のまま）</th><th>単
位</th><th>総授業時間数
分×　回＝　分</th><th>獨協大学での
振替希望科目</th><th>単
位</th></tr>
<tr><td>GV214 International Relations</td><td>8</td><td>60分×48回＝2880分</td><td>国際関係史ａ
国際関係史ｂ</td><td>2
2</td></tr>
</table>
※単位認定を希望しない場合は、上記の報告は不要ですが、帰国後の履修の方針などを決めておく必要がありますので、教務課法学部係に相談してください。</td></tr>
<tr><td>留学中</td><td>単位認定を希望する場合、あらためて留学先大学での履修登録科目、単位数、総授業時間数と獨協大学での振替希望科目、単位数をメールで報告してください（任意）。また、帰国後の単位認定審査に備えて、必要書類の収集・保管を行ってください。</td></tr>
<tr><td>帰国後</td><td>単位認定を希望する場合、帰国後速やかに以下の必要書類を教務課法学部係に提出し、単位認定申請手続きを行ってください。
（1）「留学により修得した単位の認定・振替願」（教務課で配付）
（2）成績証明書の原本（標語の意味や成績分布など評価基準を説明する資料を含む）
（3）授業内容および授業時間数が分かる資料（シラバス、時間割表、アカデミックカレンダーなど）
※授業内容を確認するため、追加で教科書、スライド、プリント、ノート等の提出を求める場合があります。</td></tr>
<tr><td>単位認定の
プロセス</td><td>①教務課で提出書類のチェック→②教務主任・学科長・学部長による書類審査→③法学部教授会で承認
※書類審査の際、必要に応じて面接を実施することがあります。
※審査により、申請科目の認定可否を決定します（授業内容・時間数等により認められない場合があります）。</td></tr>
</table>

長期留学　Q&A

これまで受けた問い合わせの中で特に多いものを、Q&Aの形でまとめました。

単位の認定

Q1．留学中に修得した単位は32単位までしか獨協大学での単位として認められないそうですが、それは留学中にそれ以上の単位を履修することができないということですか？

A1．学部生については32単位まで、大学院生については15単位まで、本学の単位として認定することができます。留学先の許可があれば、何科目（単位）でも履修できますが、本学では上限を超える単位の認定はできません。なお、在留資格の関係上、学期ごとに最低履修科目（単位）数が定められている場合があるので注意してください。

Q2．昨年度、休学して外国の大学で勉強し、単位を修得することができました。今からでもこれを獨協大学の単位として認めてもらえますか？

A2．休学して留学した場合は認められません。単位の認定は交換・認定留学生として認められた場合に限られます。本学を休学して渡航した後、大学への入学資格を得ることができた場合は、身分の変更（休学から認定留学）を申請することができます。しかし、この場合でも、遡っての身分変更はできません。休学から認定留学への変更を申請する場合は、申請期限に間に合わせるために早急に国際交流センターと連絡をとり、その指示に従ってください。（出発前に国際交流センターおよび教務課で相談をし指導を受けていること、「海外安全対策セミナー」に出席していることが申請の条件となります。）

※休学から認定留学への切り替え申請については、P.74を参照。

Q3．1年間留学して、4年間で卒業できますか？

A3．出発時期、振替・換算される単位数や卒業要件にもよるため、教務課各学部係にご相談ください。

履修と卒業

Q1．教職課程を履修していますが、教育実習はどのように行えばよいですか？

A1．教育実習を行うには、実施前年度に教育実習校の開拓が必要です。また教育実習実施前年度末までに実習要件科目等※の要件を満たさなければなりません。

※英語学科、交流文化学科、言語文化学科（実習教科：英語）の学生は教育実習実施前年度末までに英語資格要件の証明書の提出が求められます。

中学校の教育職員免許状取得には、教育実習のほかに介護等体験が義務づけられています。実施前年度の秋学期に申し込み、特別支援学校および社会福祉施設で指定の日（合計７日間）に体験します。

上記のとおり、留学時期によって、各種手続きに支障がないよう計画する必要があります。

留学を検討する段階から必ず教務課免許課程係に相談してください。

Q2．3学年の秋学期から留学して4学年の春学期終了後に帰国する場合、卒業見込証明書は発行してもらえるのでしょうか？

A2．「卒業見込証明書」は、留学終了届を国際交流センターに提出し、所定の要件を満たせば発行できます。詳細については、教務課各学部係にお問い合せください。